

網走開発建設部 オープンカウンター方式実施要領

網走開発建設部契約課調達スタッフ
(令和7年2月3日掲載)

(定義)

第1条 オープンカウンター方式とは、会計法第29条の3第5項に基づき実施する随意契約（少額の物品購入及び役務の提供等を対象）において、見積合わせに参加を希望する者（以下、「参加者」という。）から見積書の提出を受け、予定価格の制限の範囲内で当局に最も有利になる価格を見積した者を契約の相手方として決定する方式をいう。

(参加資格)

第2条 本要領に基づくオープンカウンター方式の参加者に必要な資格は、次の各号のとおりとする。

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「物品の製造」、「物品の販売」、「役務の提供等」又は「物品の買受け」で、北海道地域の競争参加資格を有する者（見積合わせの日時までに北海道地域の競争参加資格を有し、かつ、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを会計課契約スタッフに提出した者を含む。）であること。

なお、履行実績等により発注者が履行能力に問題ないと認めた場合は国土交通省競争参加資格を有しない者でも参加することができるが、会社の登記簿等の写し、担当者の連絡先を記載した書面（名刺等）等を求める場合がある。

- (3) 見積依頼の日から見積合わせの日までの間において、北海道開発局長から指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 会社更生法に基づく更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始決定又は再生手続開始決定を受けた者を除く。

2 前項のほか、契約の履行に必要な条件（固有の免許や資格の保有、担当する技術者への固有の資格の保有等）を付す場合がある。この場合にあっては、必要な条件を仕様書に明示する。

(発注情報の公開等)

第3条 発注情報は次の方法により原則として毎週月曜日に公開し、見積に関する諸条件は、見積依頼書、仕様書、設計書及び見本（以下、「仕様書等」という。）により明示する。

- (1) 網走開発建設部ホームページ

<https://www.hkd.mlit.go.jp/ab/keiyaku/v6dkjr0000001wtp.html>

- (2) 調達ポータル <https://www.p-portal.go.jp/>

- (3) 網走開発建設部及び発注事務所（網走市内事務所を除く）掲示板

2 仕様書等の交付

- (1) 電子調達システムのダウンロード機能により交付する。

ただし、通信障害の場合など、やむを得ない事由により電子調達システムによる交付を受けることが困難な場合は、以下に問い合わせること。

北海道開発局 網走開発建設部 契約課調達スタッフ

電話 0152(44)6158、6159（直通）

- (2) ダウンロードの方法は、北海道開発局ホームページを参照すること。

<https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/ki/kaikei/ud49g70000006ao7.html>

※電子調達システムを未導入であってもインターネット環境があれば仕様書等のダウンロードを行うことができる。

- (3) 仕様書等に関する質問があった場合の回答は、電子調達システムのダウンロード機能で公開するため、ダウンロードの際に「更新通知メールの配信を希望する」に必ずチェックを入れること。

- 3 仕様書等のダウンロードまたは閲覧カードの提出によりオープンカウンターの参加を認めるので、上記1の(2)及び(3)において必ず閲覧すること。本部契約課（発注事務所）で閲覧する場合は、契約課調達スタッフ（事務所総務課担当職員）にその旨申し出たうえ、閲覧カードを提出すること。なお、網走市内事務所の発注案件の掲示と閲覧は本部契約課のみの対応となる。

ダウンロードをしなかった者（又はダウンロードの履歴が確認できない者）又は閲覧カードの提出のない者は、見積書を提出する資格を有しない者とするので留意すること。

（同等品の確認）

第4条 物品の購入の場合は、仕様書等において規格等を例示（規格指定のものを除く。）する。

参加者は異なる規格等（例示した規格等と同等以上）で見積を行う場合は、土日祝日を除く開札日の3日前までに同等品確認書（別紙3）を契約課調達スタッフに電子メール又は持参により提出して確認を受けるとし、確認を受けていない物品の納入は認めない。

2 電子メールによる提出を行う場合

- (1) ファイル形式は、以下のいずれかの形式によることとし、当該ファイルの保存時に損なわれる機能は作成時に使用しないこと。

- ・ 一太郎 Pro5 形式以下
- ・ Word2016 形式以下
- ・ Excel2016 形式以下

- ・ PDF 形式
 - ・ JPEG 形式
 - ・ GIF 形式
- (2) ファイルが複数となる場合は、圧縮により 1 ファイルにすること。なお、ファイルの圧縮を行う場合は、以下のいずれかの形式によることとし、自己解凍方式にはしないこと。
- ・ LZH 形式
 - ・ ZIP 形式
- (3) ウイルスチェックソフトを常に最新のデータに更新（アップデート）し、提出前にあらかじめウイルスチェックを行うこと。
- 3 電子メールの提出先
電子メールアドレス：hkd-ab-tyoutatsu03@gxb.mlit.go.jp

(仕様書等に関する質問)

第 5 条 見積依頼書に定める期間内に質問書（別紙 2）を契約課調達スタッフに電子メール又は持参により土日祝日を除く開札日の 3 日前までに提出すること。回答は、電子調達システムのダウンロード機能で公開する。なお、電子調達システム以外の方法で仕様書等の交付を受けた者については、その他の方法で送付する。

2 電子メールによる提出を行う場合のファイル形式

第 4 条 2（1）～（3）に同じ。

3 電子メールの提出先

第 4 条 3 に同じ。

(見積の提出)

第 6 条 見積書の提出は、本実施要領及び仕様書等を熟読のうえ、見積依頼書に記載されている見積書提出期間内（見積書提出日時必着）に契約課事務室に設置の見積書投函箱に投函又は郵送等（郵送又は民間業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 条）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便）により提出すること。なお、調達ポータル及び電子メールによる見積書の提出は認めない。

2 見積金額は、課税事業者にあつては消費税及び地方消費税を含めた金額を記載すること。

3 次の（1）かつ（2）の手続きを行った場合は、見積書の押印を省略できる。

（1）見積書に「本件責任者」及び「担当者」の氏名・連絡先を記載

（2）上記（1）で記載した「本件責任者」及び「担当者」の氏名・連絡先が記載された名刺（コピー可）を見積書と同封して提出

4 一度提出した見積書は、いかなる理由があっても引き換え、変更又は取消は認めない。

5 見積金額には、調達物品等の価格、納入場所への輸送費など、調達に要する一切の

諸経費を加算して見積もること。

(公正な見積の確保)

第7条 参加者又は見積者は、次に従い公正な見積を行うこと。

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
 - (2) 見積に当たっては、他の見積者と見積意思、見積価格又は見積書その他契約担当官等に提出する書類（以下「見積書等」という。）の作成についていかなる相談も行ってはならず、独自に見積価格を定めなければならない。
 - (3) 契約の相手方の決定前に、他の見積者に対して見積意思、見積価格、見積書等を意図的に開示してはならない。
- 2 参加者又は見積者は、契約担当官等が実施する公正な見積の確保のための調査への協力を求められたときは、その求めに応じなければならない。

(開封)

第8条 見積合わせは、見積依頼書に記載した日時に行う。その際、非公開で行うので見積者の立ち会いは必要としない。

(契約の相手方の決定)

第9条 有効な見積を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で当局に最も有利になる価格を見積した者を契約の相手方とする。

- 2 見積合わせの結果は、契約の相手方となるべき者にのみ、電話で通知する。そのため、第3条に記載する「調達ポータル」での閲覧（ダウンロード）、閲覧カードには電話番号を必ず記載すること。
- 3 予定価格の制限の範囲内で当局に最も有利になる価格を見積した者が2者以上あるときは、くじ引きで契約の相手方を決定する。くじ引きは当該契約とは無関係の職員による代理抽選を行う。
- 4 物品購入の契約の相手方は、決定後、内訳書を提出すること。なお、積算の誤りによる合計金額の事後訂正は認めない。

(再度見積)

第10条 有効な見積のうち、予定価格の制限の範囲内の価格がない時は、見積者に対して、再度の見積書の提出を求めることができる。なお、再提出の辞退は可能とする。

(無効の見積)

第11条 次の各号の一に該当する見積書は、無効とする。

- (1) 見積書を提出する資格を有しない者の見積書
- (2) 見積書の提出期限後に到達した見積書
- (3) 発注件名、金額、氏名等の記載のない見積書

- (4) 押印（押印を省略する場合、「本件責任者及び担当者の氏名・連絡先の記載のない見積書）のない見積書
- (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な見積書
- (6) 同一人が見積もった2通以上の見積書
- (7) 金額を訂正した見積書
- (8) 仕様書、その他見積に関する条件に違反した見積書
- (9) 次のいずれかに該当する場合は、見積を無効とし、「北海道開発局物品等契約に係る指名停止等の措置について」に基づく指名停止等を行うことがある。また、場合によっては、見積を取りやめることがある。
 - ア 電子調達システムのダウンロード機能により仕様書等をダウンロードしなかった者（発注者から直接交付された場合を除く。）
 - イ 見積に関する資料を他者から取得した者
 - ウ 見積に関する資料を他の参加者へ渡した者

（契約の締結）

- 第12条 契約の相手方は、契約書又は請書の作成を要する場合においては、発注者から交付された契約書又は請書案に記名押印し、契約の相手方となった日の翌日から起算して7日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に規定する行政機関の休日を含まない。）にこれを発注者に提出しなければならない。ただし、発注者に承諾を得て、この期間を延長することができる。
- 2 前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、契約の相手方としての決定を取り消す場合がある。

（契約の変更）

- 第13条 発注者は、必要がある場合は受注者との協議により契約の変更をすることができる。契約金額の変更は、見積合わせを行い、予定価格の制限の範囲内の価格をもって変更契約金額とする。

（見積結果の公表）

- 第14条 見積合わせの結果は、契約の相手方を決定した日の翌週までに契約課事務室で閲覧する。公表は、決定者、決定金額及び見積書提出者とし、予定価格や決定者以外の見積金額は公表しない。

（暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について）

- 第15条 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について
- 1 契約の履行に当たり、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。再委託先等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。

- 2 前項により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
- 3 前2項の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。
- 4 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

(その他)

第16条 次の各号について留意すること。

- (1) この要領に基づき見積書を提出した者は、見積書提出後に、本要領、仕様書等、契約書案又は請書案及び現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (2) 見積書作成及び提出等にかかる費用は、すべて参加者が負担するものとする。
- (3) 契約の相手方を決定するために、見積者に対して追加資料の提出を求める場合がある。
- (4) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (5) 発注者の都合により、見積合わせを取り止めることがある。
- (6) 契約保証金については、これを免除する。
- (7) 契約の相手方として決定した者が正当な理由がなく、契約を履行しない場合等、不正又は不誠実な行為をした場合においては、「北海道開発局物品等契約に係る指名停止等の措置について」に基づく指名停止等を行うことがある。

第17条 その他不明な点については、下記に問い合わせること(第3条2(1)に同じ)。

〒093-8544 網走市新町2丁目6番1号

北海道開発局 網走開発建設部 契約課調達スタッフ

電話 0152(44)6158、6159(直通)